

第12回 子ども・子育て支援等分科会	参考資料6
2025年10月20日	

委員提出資料

目次

○ 赤坂 緑	委員提出資料	・・・	P. 1
○ 石田 明義	委員提出資料	・・・	P. 9
○ 奥山 千鶴子	委員提出資料	・・・	P. 10
○ 北野 久美	委員提出資料	・・・	P. 11
○ 熊谷 俊人	委員提出資料	・・・	P. 17
○ 杉野 茂人	委員提出資料	・・・	P. 19
○ 寺尾 康子	委員提出資料	・・・	P. 20
○ 戸巻 聖	委員提出資料	・・・	P. 22
○ 宮田 裕司	委員提出資料	・・・	P. 23

2025年10月20日

子ども・子育て支援等分科会 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事
認定NPO法人フローレンス 代表理事
赤坂 緑

意見書

今回の要望は、以下のとおりです。

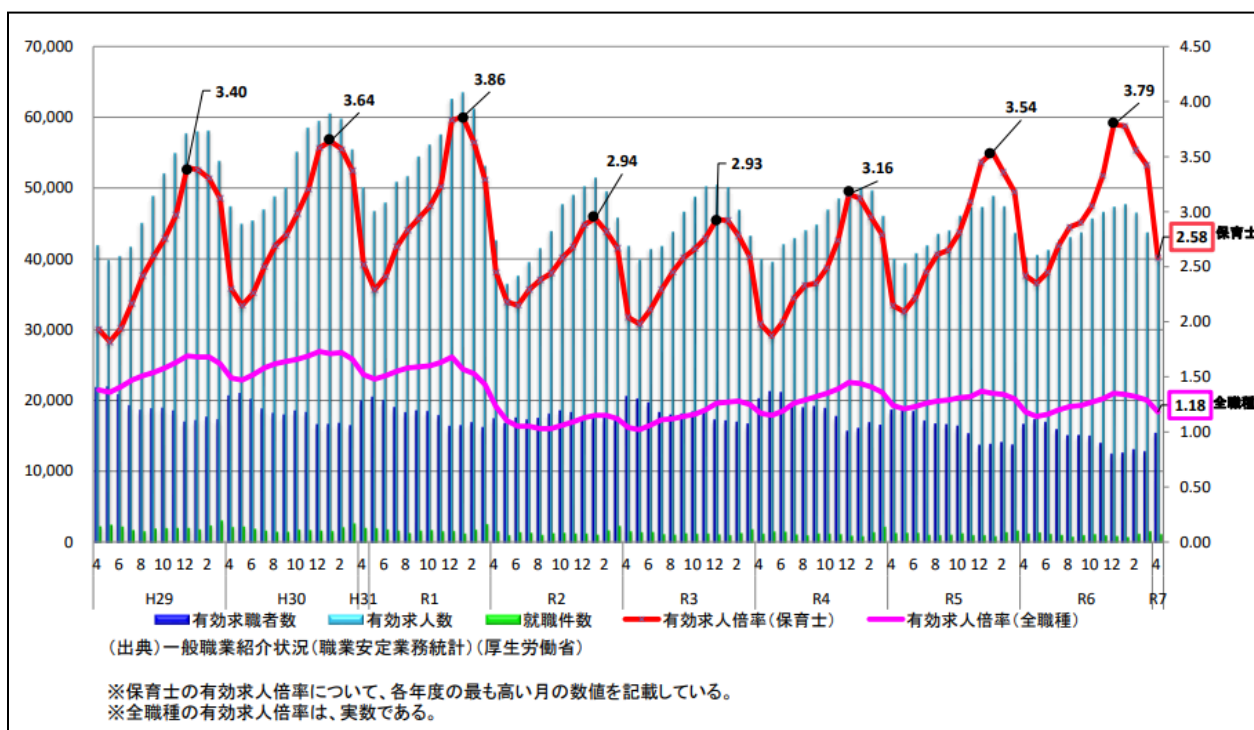
- ◎公定価格で運営される保育分野における人材紹介に対する仲介手数料の高騰に対し、手数料の上限規制などなんらかの対策をしてください
- ◎処遇改善の1本化について、区分3の同一事業者内での配分が従前どおりできるようにしてください
- ◎小規模保育で定員区分の細分化をしてください

◎公定価格で運営される保育分野における人材紹介に対する仲介手数料の高騰に対し、手数料の上限規制などなんらかの対策をしてください

保育分野での人材紹介に対する仲介手数料の高騰が、経営を圧迫、処遇改善を保育士に届きにくくし、より人材確保を困難としています。医療・介護・保育分野など、制度上価格転嫁が行えない業種において、仲介手数料の上限を含めた制度見直しなど、処遇改善が適切に反映される仕組みを求めます。

【現状】

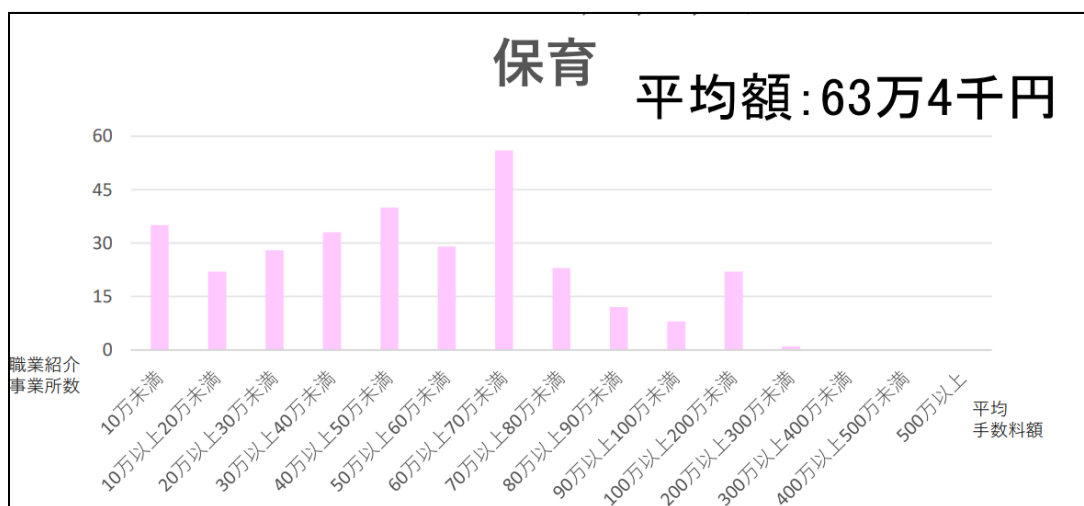
- 保育士の人材不足は依然として深刻で、増加傾向です。令和6年度、保育士の有効求人倍率が最も高かった月は3.79倍で、全職種平均と比べても極めて高いです。また、東京都では、令和7年4月の有効求人倍率は4.09倍です¹。



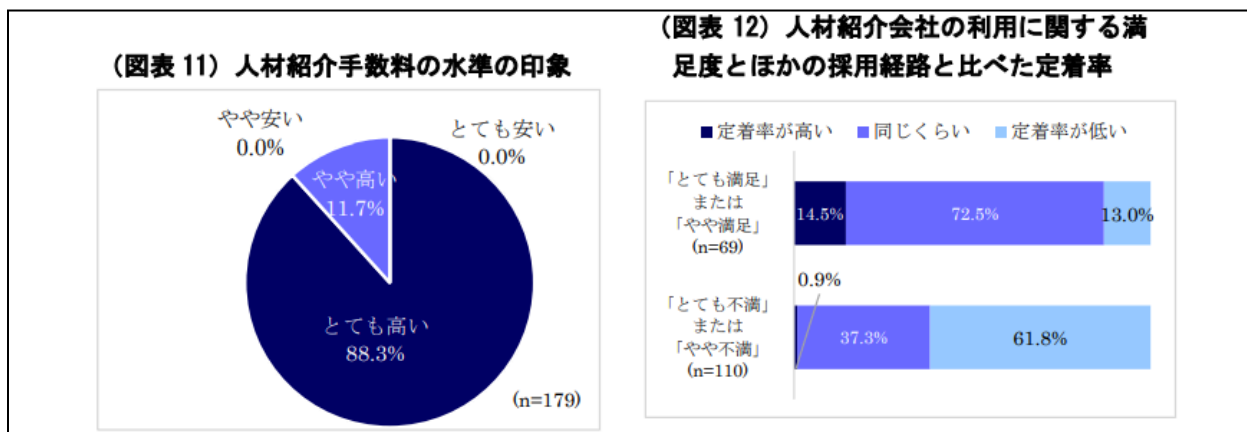
茨城	106	214	268	802	3.75
栃木	97	244	565	1,633	6.69
群馬	97	227	77	359	1.58
埼玉	294	700	570	1,958	2.80
千葉	223	586	428	1,147	1.96
東京	502	1,495	2,202	6,119	4.09
神奈川	317	786	656	1,818	2.31

¹ こども家庭庁「保育士の有効求人倍率の推移（全国）」（最終閲覧日 令和7年10月9日）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/b9651e22/20250806_policies_hoiku_151.pdf

- 南関東での保育従事者の平均手数料額は70.1万円（看護70.2、介護54.8）となり、全国平均では63.4万円と、保育が介護、看護と合わせた3分野で最も高くなっています。100万円を超える事例も15件以上あることがわかります²。



- 独立行政法人 福祉医療機構の調査では、**88.3%の施設が手数料水準が「とても高い」と回答**していますが、ほかの採用経路と比べて職員の定着率が低いという回答が多く、費用のわりに定着率が低いことが不満となっています³。



- 国は「特別相談窓口の設置」や「集中的指導監督」、「平均手数料の公表」、「ハローワークの強化」などをおこなってきました⁴が、その効果は不明です。
- **保育事業者は、配置基準を下回ると法令違反となるため、職員の急な離職や欠員に対し、高額な紹介手数料を支払っても、紹介業者に頼らざるを得ません。**

² 厚生労働省「[地域ブロック別の職種別平均手数料額・分布について](#)（令和4年度調査）」

³ 独立行政法人 福祉医療機構「2022 年度保育所・認定こども園の人材確保および処遇改善に関する調査について」（令和5年3月31日）

https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/230331_No019.pdf

⁴ 厚生労働省「[医療・介護・保育分野における職業紹介事業について](#)」（令和6年1月26日）

【課題】

- 保育士の処遇改善に国が財源を投入しても、本来園運営などに使えたはずのお金が、採用活動の仲介手数料として人材紹介会社に支払われてしまいます。
- 保育分野では公定価格によって収入が固定され、事業者は価格転嫁ができません。仲介手数料が市場原理に基づくことは、一般的に理解できます。しかし、公定価格で運営される業種では、事業者や、現場で働く人の負担が深刻化していることに対し、市場の原理によらない対策が必要です。

【要望】

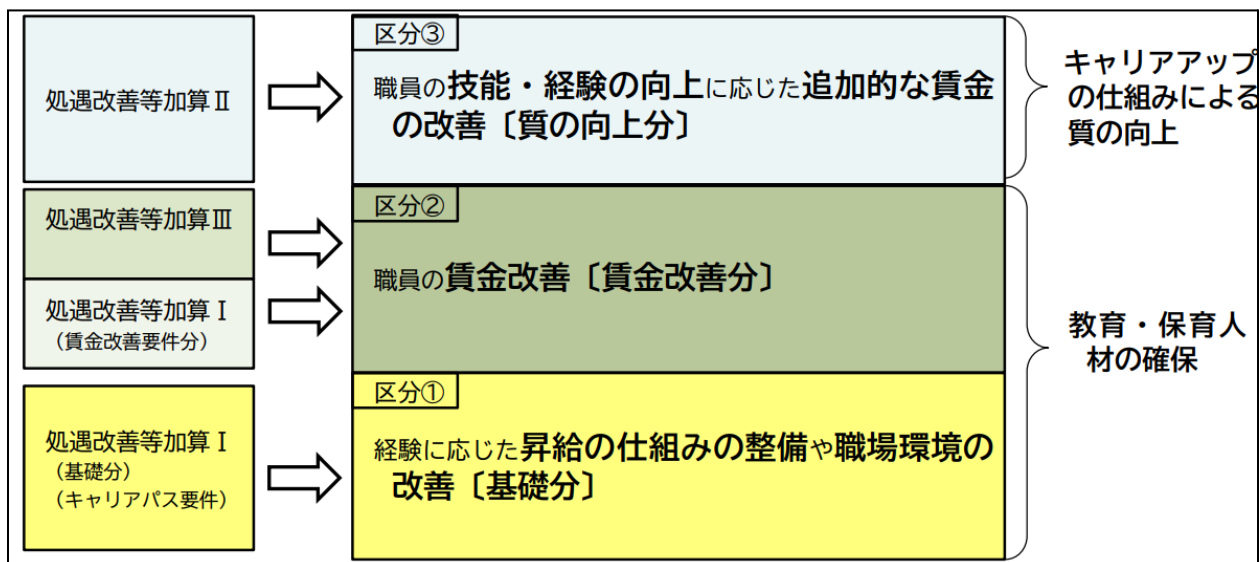
- 医療・介護・保育分野など、制度上価格転嫁が行えない業種において、紹介手数料の上限設定などなんらかの対策をお願いします。

◎処遇改善の1本化において、区分3の同一事業者内での配分を従前同様に認めてください

旧処遇加算Ⅱでは、同一の設置者・事業者内での他施設にて賃金の改善（上限20％）に充てることができましたが、処遇改善の一本化に伴い、区分3では充当できなくなりました。職員のキャリアパス構築、法人全体の運営の向上のため同一事業者内の施設間で、拠出配分ができるようにしてください。

【現状】

- 今回の改正によって、旧処遇改善加算Ⅱにおいては、「4万円の賃金改善をする者が1名以上いること」の要件の廃止、園長、主任も研修終了していれば「研修修了者」として加算額の算定上カウントできるようになる、など職員のキャリアアップに取り組むための改善がおこなわれました。



5

- しかし、区分3（質の向上分）においては、同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所への賃金改善への充当ができなくなりました⁵。
- 通常、事業運営上、施設では在園児の数や職員の事情に応じ、年度途中で職員の退職・休職、異動が発生しますが、現状、4月1日の体制で加算額が固定されてしまいます。

⁵ こども家庭庁「処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について」（令和6年12月19日）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/443197f1-8796-458c-b5c8-27bb782a77d5/0615d05a/20241218_councils_shingikai_kodomo_kosodate_443197f1_09.pdf

⁶ こども家庭庁「処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）第3版（令和7年6月6日時点版）」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/643d163f/20250609_policies_kokoseido_121.pdf

【課題】

- **（改正前）** 複数の施設を運営する事業者が、リーダーとなる職員（区分3の対象者）を別の施設に異動させる際、旧加算Ⅱでは、その処遇改善（上限20%）を追従させることができませんでした。
- **（改正後）** リーダーがA施設からB施設へ異動した場合、A施設の4月1日時点で算定された区分3の加算額はA施設内で使用する必要があります。リーダー職員の異動先であるB施設には充当されません。
- 複数施設を運営し、リーダー育成や職員配置の最適化をはかる事業者にとっては、区分3の財源が施設ごとに固定化されることは、**法人全体としてのリソース活用の柔軟度を低下させ、さらにはリーダー層育成やキャリアアップパスの設計が難しくなります。**

【要望】

- **複数の施設をもつ事業者が、職員のキャリアパスを構築し、法人全体の質を向上するための戦略を活用できるよう、区分2と同様に、区分3についても旧加算Ⅱのように同一法人内の他施設への充当を認めてください。**

◎小規模保育事業も公定価格における定員区分の細分化をしてください

認定こども園・幼稚園・保育所の定員区分が令和7年度より5名きざみに変更となりました。小規模保育の定員区分は2区分のまま、7名ずつです。規模が小さく一人あたりの影響が大きい小規模保育での公定価格における定員区分の細分化を求めます。

【現状】

- 「令和7年度から、人口減少に対応した公定価格とするため、定員区分の細分化を行う⁷」とし、60名以下の認定こども園や保育所の定員が、10名から5名へ細分化が行われました。一方、小規模保育事業の定員区分は変更ありません。

定員区分の細分化（案）

○認定こども園（1号認定）		○認定こども園（2・3号認定）		○幼稚園		○保育所	
区分 (見直し前)	区分 (見直し後)	区分 (見直し前)	区分 (見直し後)	区分 (見直し前)	区分 (見直し後)	区分 (見直し前)	区分 (見直し後)
～15人	～10人 11人～15人	～10人	～10人 11人～15人	～15人	～15人 16人～20人	20人	20人 21人～25人
16人～25人	16人～20人 21人～25人	11人～20人	11人～15人 16人～20人	16人～25人	16人～20人 21人～25人	21人～30人	21人～25人 26人～30人
26人～35人	26人～30人 31人～35人	21人～30人	21人～25人 26人～30人	26人～35人	26人～30人 31人～35人	31人～40人	31人～35人 36人～40人
36人～45人	36人～40人 41人～45人	31人～40人	31人～35人 36人～40人	36人～45人	36人～40人 41人～45人	41人～50人	41人～45人 46人～50人
46人～60人	46人～50人 51人～55人 56人～60人	41人～50人	41人～45人 46人～50人 51人～55人 56人～60人	46人～60人	46人～50人 51人～55人 56人～60人	51人～60人	51人～55人 56人～60人

8

別表第3 小規模保育事業（A型）（保育認定）

地域区分	定員区分	保育区分	乗数区分	保育事業標準区分別				幼児教育標準区分別			
				保育事業標準区分別		幼児教育標準区分別		幼児教育標準区分別		幼児教育標準区分別	
				基本区分	基本区分	基本区分	基本区分	基本区分	基本区分	基本区分	基本区分
①	②	③	④	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)
20/100 地域	6人 から 12人 まで	1・2 歳 児	乳児	238,230	(329,530)	238,420	(324,720)	2,280	(3,170)	2,210	(3,120)
				329,530	324,720	3,170	2,910	3,120	2,840	2,770	2,690
	13人 から 19人 まで	1・2 歳 児	乳児	188,440	(279,740)	185,410	(276,710)	1,780	(2,670)	1,730	(2,640)
				279,740	276,710	2,670	2,400	2,640	2,370	2,320	2,240

9

⁷ こども家庭庁「三原大臣記者会見（令和7年8月29日）」<https://www.cfa.go.jp/speech/333ed540>（令和7年8月29日）

⁸ こども家庭庁「令和6年度 全国こども政策主管課長会議」（令和7年3月17日）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/b1ba8054-23a8-4ad2-94bb-d0f6e0a03c51/02bf5bd7/20250317-councils-kodomoseisaku-syukankacho-b1ba8054-0010.pdf

⁹ 別表第3 小規模保育事業（A型）（保育認定）（最終閲覧日 令和7年10月9日）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/1be2a324/20250620_policies_kokoseido_129.pdf

【課題】

- 規模の大きい施設では、間接的なコストを多くの定員で割ることができ、一人当たりのコストが安くなります。一方、小規模保育所では**間接経費の負担割合が大きく、こども一人あたりの定員と利用人数の乖離による影響度がより高くなります。**
- 例えば、**定員12人の施設で1人の欠員が出た場合（8%超の定員割れ）と、定員100人の施設で1人の欠員が出た場合（1%の定員割れ）では、経営に与えるダメージが小規模施設の方が大きくなります。**
- 欠員に関しては、人材不足による職員の配置割れが原因となる場合もあります。全国的な人材不足により、常勤保育士が集まらず、預かりたくても預かれない状況が発生する場合があります。定員と利用人数の乖離が大きいままの経営は、事業者にとって負担が大きく、**突然の倒産や閉園を招きかねません。定員区分の細分化が事業継続の観点からも必要です。**
- 定員区分の細分化によるダウンサイズ・事業規模の適正化により、余剰の面積や短時間勤務の職員を活用し、保育施設を他の事業（こども誰でも通園制度や一時預かり、相談支援事業やこども食堂等）に活用することもできます。そうすることで**保育所は地域の子育て家庭に幅広く貢献する施設となり、地域に施設を維持することが地域貢献につながります。**

【要望】

- 小規模保育事業も定員区分の細分化をお願いします。
- 具体的には、現在 6～12名、13～19名（7人，7人）の**2つしかない定員区分を、6～9名、10～14名、15～19名（4人，5人，5人）の3つに変更してください。**
- 10名～14名の区分を、現在の6～12名の区分の公定価格と同等に設定してください。

第12回 こども家庭審議会 子ども子育て支援等分科会

意見書



全日本私立幼稚園連合会
政策委員長 石田明義

I. 議題（1）令和8年度概算要求について

〔配布資料〕資料1

P57 「ミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業」に関する事項

・従来の「保育の量の拡大」を目的とした、『新子育て安心プラン』がこの3月末で終了し、保育の質を重視した新たな保育政策の方向性の策定に着手することは、“こどもがまんなか”のスピリットを中心に据えたこととして評価いたします。

なかでもこの「ミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業」は、現在の処遇改善加算Ⅱ（新規区分3）の対象であるA（ベテラン）とB（新人）の中間層である中堅職員にフォーカスしたもので、組織の中でこのミドルリーダーは新人を指導し、ベテランを補助するというきわめて重要な位置づけであります。この中堅職員のモチベーションアップ、さらなる資質の向上、そして離職防止の効果が期待されるもので大変重要であると考えます。

公開保育を通した園内研修は、当連合会パートナー団体の幼児教育研究機構でも実施されてきており、保育者同士の高めあう質向上はもとより、内発的動機付けに大いに貢献しているという報告があり大いに期待するところでございます。できればこのミドルリーダーの経験年数を固定せず、多様な各園規模でも取り組める設定にしていいただければ幸いです。

〔配布資料〕資料1

P59 「保育所等における第三者評価改善モデル事業」に関する事項

・標記事業の目的「必ずしも保育そのものの改善に十分に踏み込めていない」とのことから、国内の評価スケール等を活用した第三者評価の実施、保育実践の見直し・改善、保育士や評価者等の育成のモデル開発を行うとしています。

良質な保育・教育へ一定の評価を受け、事業として認めていただけることは当連合会の本意でもあります。量的評価のフェーズから、質的評価のフェーズへの転換はこれからの少子化時代に求められるものと考えます。

なお評価に際しては、多様な建学の精神を基に展開している私学の保育・教育内容にも対応しうる評価スケールを企図していただきたいと存じます。固定的ではない、多様な教育内容にも対応した評価体制としていただきますよう、お願いを申し上げます。

以上

2025年10月20日

第12回子ども・子育て支援等分科会

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

認定NPO法人ビーのビーの

理事長 奥山千鶴子

1. 令和8年度予算概要について

こどもや若者世代そして地域ぐるみでこども・若者を支援するために多様な事業が創設されていることは、これからの社会づくりにとって重要であり、是非予算を確保していただきたいと思っています。

一方で、相次いで創設される事業の関連性、また部局横断的な事業が含まれている中、実地主体である自治体の職員の皆様方にご理解いただくことが重要だと思われます。動画配信等の工夫もしてくださっていることと思いますが、よりきめ細やかな自治体支援が必要だと思います。

また市民団体は国の新たな事業に期待を寄せるとともに、わが自治体では取り組んでくれるのかといった心配の声も届いております。多様な事業の取り組みが全国に広がるよう、実施主体となるうる事業者への説明についても何らかの形で行っていただきたくお願い申し上げます。

2. 各事業に関わる人件費の保障、職員の処遇改善について

この10月から、最低賃金が大幅に上がりました。しかしながら、それぞれ子ども・若者支援、地域子育て支援に関わる事業については、当初予算より大幅に人件費があがったことで赤字決算が見込まれる事業者もあります。次年度予算に反映するだけでなく、年度途中の救済策等も今後ご検討いただきたいと思っています。

また、保育士等の処遇改善は言うまでもありませんが、加えて地域子育て支援、若者支援に関わる職員の処遇改善についても要望いたします。支援を行っている職員の雇用が安定的でないことが、担い手不足につながっています。

3. こども誰でも通園制度について

試行実施に取り組んでおりますが、こども、保護者・養育者双方にとって効果的な事業であると実感しています。次年度から本格実施にあたり、供給体制が十分整うのか心配な面があります。事業者が安心して取り組めるよう、さらなる公定価格の見直しを要望いたします。併せてこちらも早急な自治体支援、実施する保育者等への研修体制の構築が必要です。



令和 7 年 10 月 20 日

第 12 回 こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会 意見書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

1. 保育に携わるすべての職員の配置や処遇改善について(資料 1・4)

(1) 保育に携わるすべての職員の配置基準について

- ・ 職員の配置は、子どもの一人ひとりの教育・保育に必要な人員であり、保育の質の向上に必要不可欠なものです。
- ・ 近年、子どもの発達においては個人の差が大きく、個別に対応する必要性が増えています。配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。子どもたちにきちんと向き合うため、基準以上の職員の配置については、各施設の努力により対応してきた現状があります。
- ・ 1 歳児の配置基準が改善されましたが、加算であるうえに、要件が課され、例えば要件(2)であれば、ICT による登降園管理とさらに 1 機能を活用していなければ加算を取得できないということになっています。子どもにきちんと向き合うための配置基準の改善であることから、要件を課すのではなく、根本的に 1 歳児の配置基準を改善するようお願いします。
- ・ 4・5 歳児の配置基準の改善についても、改善された配置基準(3 歳児 15:1、4・5 歳児 25:1)にとどまらず、OECD 加盟諸国における就学前施設の配置基準をめざすことを要望します。
- ・ また、令和 6 年度の配置基準の改善では、「チーム保育推進加算(略)を取得している施設は、25 対 1 以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用」とされました。しかし、チーム保育推進加算は、チームリーダーの位置づけ等、チーム保育体制を整備し、職員の平均経験年数(12 年以上)やキャリアを積んだ保育士が若手保育士とともに保育する体制を整備することで得られる加算です。配置基準の改善とは根本的に主旨が異なるものです。今後、配置基準の改善に加えてチーム保育の体制を整備している場合などには、別途チーム保育推進加算が獲得できるよう整理していただくことを要望します。

- ・ 同様に、認定こども園におけるチーム保育加配加算を取得している施設にも同様の措置がとれるよう要望します。
- ・ もちろん、応答的な関りが求められる 2 歳児の保育士の配置基準の改善も必要です。さらに、「アタッチメント（愛着）」を基盤とする視点、および多発する災害から子どもたちを守る視点から、0 歳児の配置基準についても、検討することが必要です。
- ・ また、配置基準については、保育士・保育教諭はもちろん、配慮が必要な子どもやアレルギー対応が必要な子どもが増えていることも踏まえ、看護師や栄養士、調理員、事務員等の保育士以外の職員の配置の取り扱いが適当なのか、しっかり精査してください。

（2）保育士が長きにわたってキャリアを積み上げ、専門性を高めるために

- ・ 保育士の平均勤務年数が年々伸びているなか、現在の処遇改善等加算「区分 1（基礎分）」「区分 2（賃金改善分）」は 11 年で加算率が頭打ちとなります。経験が豊富で専門性の高い職員は、現場に必要不可欠な存在です。
- ・ 保育士のさらなる定着をめざして、加算のあり方を見直すとともに、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げ等、さらなる処遇改善を進めてください。

（3）主任保育士の役割について

- ・ 「こども誰でも通園制度」の試行的事業の前に実施されていた「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」の中間評価集計結果では、担当職員の約 63%が保育の経験年数が 11 年以上となっています。
- ・ 時間的な制約等のある「こども誰でも通園制度」を進めるにあたっても、経験や専門性のある主任保育士が果たす役割が重要であり、期待されることは明白です。
- ・ 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況です。
- ・ 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、保育の質をさらに向上させるため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化としてください。

（4）施設長の資質向上のために

- ・ 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマ

ネジメントする役割を担うのは施設長です。

- また、近年、理不尽な要求を園に求める、いわゆるカスハラ等への対応も必要であり、現場で働く職員を守るためにも、施設長がその責任を果たすために必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることが必要です。

2. 公定価格の見直しについて(資料 4)

- 「冷暖房費加算」について、令和 7 年度においては、四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置が設けられましたが、令和 8 年度以降の取り扱いについても、対象地域の意見もふまえながら引き続き慎重な検討を行ってください。
- 保育所等におけるインクルージョンの推進や人口減少地域の保育所等における保育機能の確保・強化などの公定価格への対応にあたっては、現場の意見をしっかりと聞いてください。

3. 保育所保育指針等の改訂にむけて

- 今回の資料に掲載はされていませんが、先日、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、保育所・認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について諮問がありました。前回の改訂から 10 年が経っており、今後、その内容を検討していくに際して、私たち保育の現場に携わる者の意見を十分聴いていただくとともに、乳幼児がいずれの施設に通っていても質の高い保育が等しく保障されるよう現在の三要領・指針の一本化に向けて検討を進めていただくことを要望します。
- 保育所型認定こども園は保育所保育指針に、幼稚園型認定こども園は幼稚園教育要領に基づくことが前提とされていますが、いずれの類型にも 2、3 号認定子ども、1 号認定子どもが在園し、子育て支援事業も展開していること等、大きな区別はなくなりつつあります。すべての子ども・子育て家庭を同じ理念のもとに支えるためにも、「「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」を一本化することを要望します。

4. こども誰でも通園制度について(資料 2)

- 試行的事業実施のなかで、補助金額が増額されましたが、実際には利用時間に加え、

利用園児と保護者との面接や利用後に園での様子を伝える時間もあります。限られた日数・時間のなかでのかわりだからこそ、この時間はより大切な時間です。

- これらは、事業の利用時間ではないため単価の対象になっていません。実利用時間以外に費やす時間や労力等も含めた単価を設けてください。
- あわせて、今回、事前面談が義務化されていますが、そこにかかる金額についても上乘せしてください。
- また、常時保育士等を雇用する必要がある一般型で運営するには、現在の単価では到底不十分であり、基本分単価を設定するなど、大幅な増額が必要です。
- さらに、令和 8 年度からの事業開始にむけて、市町村の準備についてはチェック表やフローチャートが作成されています。事業をスムーズに開始し、より多くの施設が本事業に取り組むことができるよう、施設向けにも同様に作成してください。

5. 保育士修学資金貸付の返還免除期間について(資料 1)

- 保育士養成施設に通う学生に対する修学資金貸付の返還免除について、令和 8 年度募集より、実務従事期間を 5 年間から 8 年間に延長すると概算要求が行われました。
- しかし、卒業後の実務従事期間が長くなることにより、かえって保育士をめざす学生が減少する可能性があります。
- 保育士希望の学生が真に働きやすく長く保育所等に定着してもらうためにも、仮受入の事情に応じた返還免除要件の見直しをしてください（とくに従事期間のさらなる短縮）。

6. 保育現場での DX の推進について(資料 1)

- 保育現場での DX の推進にあたっては、現実としてまだまだ ICT 化されていない自治体や施設があるとの声があります。
- 保育現場の DX を実現するにあたっては、実際に使用する自治体・施設において ICT 環境の整備が拡充されることがまず必要です。全国的に拡充が進むよう、自治体にさらなる働きかけをしてください。
- また、一律の運用を進めるにあたっては、各施設で必要な環境整備等、具体的にお示しいただくことで取り組みやすくなると考えます。施設での管理・運用が特殊、複雑

化したものとならないようにしてください。

- とくに、費用面においては、過去に補助金等で購入したソフト等が経年で陳腐化している場合もあり、ICT 環境整備にかかる初期投資のみでなく、システム等の維持更新費の対応をお願いします。

7. 子どもの育ちをまんやかに据えた政策の実施(資料 4)

- 「3～5 歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の創設」について、3～5 歳の子どもたちは、身体活動が活発になるとともに、集団としての保育の重要性も増す時期です。小規模保育事業所で 3～5 歳の子どもの育ちを保障できるのか疑問です。
- 国の規制改革という視点だけで判断するのではなく、日本の将来を担う子どもの育ちという視点からご検討・ご判断いただくことが必要だと考えます。

8. 「こどもまんなか社会」を実現するための日本の働き方改革(資料 1)

- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。
- そのためには仕事と育児を両立しやすい職場づくり等の日本の長時間労働を是正する施策や男性の育休取得率の向上をすすめることが必要です。
- その一方、保育所等においては 11 時間開所や土曜開所が求められています。保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どもたちもいます。それは、国がめざす「こどもまんなか」の社会なのでしょうか。
- 働き方改革は早急に行うべき課題です。日本の長時間労働を是正する施策を進めるとともに、子どもたちの育ちとその家庭を支える側である保育士の働き方を改善するために、例えば、6 時間の短時間勤務が義務化されている 3 歳未満児の保育標準時間を 8 時間にすることや、週 40 時間勤務の実態に合わせ、週の保育日数を 5 日にし、それをこえる部分は自己負担にするなど、現在の、11 時間開所、週 6 日開所が求められる保育所等の開所時間等のあり方等についても検討してください。このことは保育士の人材確保・定着に直結する問題でもあると考えます。

9. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成について

- 令和 8 年度概算要求のなかには記載がありませんが、保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和 8 年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成の堅持・継続を強く要望します。

第12回子ども・子育て支援等分科会 意見書

千葉県知事 熊谷 俊人

(全国知事会子ども・子育て政策推進本部本部長)

1. こども誰でも通園制度の円滑な実施、安定的な制度運営に向けた支援について

- 給付化に伴う公定価格の設定については、制度を安定的に運用できるよう、保育士等の配置にかかる人件費や管理費等を勘案し、十分な額としていただくとともに、公定価格や利用料の考え方については、自治体の予算編成や、事業者が事業実施を検討する際に重要な情報であることから、見込みも含め早期に具体的な内容をお示しいただきたい。
- 子ども1人につき月10時間の利用時間について、子どもが園に慣れ、園で安心して過ごせるようになるまで時間がかかる例もあり、制度の趣旨に沿った利用ができるよう、例えば、週1回（1回当たり6～8時間程度）利用可能な時間数とするなど、今後も引き続き、利用可能枠の拡大を検討いただきたい。
- 令和8年4月の制度開始に向け、特に市町村においては、多くの事務を限られた人員で進めていく必要がある。自治体における準備時間の確保、事務負担の軽減のため、できる限り早い時期に、必要な情報提供をしていただくとともに、きめ細やかなフォローアップや、事務の簡素化・柔軟化も含めた取り扱いの検討をお願いしたい。
- 本制度は生後半年から3歳児未満が対象であり、満3歳の誕生日以降は教育・保育給付や施設等利用給付へ移行することとなるが、年度途中での受け入れ施設として、自治体においては幼稚園に対して満3歳児クラスの設置を働きかける等の取り組みを行っていくものであるが、地域の実情を踏まえ、国においても有効な対応策を検討いただくようお願いしたい。
- こども誰でも通園制度研修及び経過措置について、現時点で研修内容を開発中であり、令和7年度末に詳細が示されるというスケジュールにおいては、令和8年度当初予算への計上は困難であり、研修開講時期への影響が考えられる。研修内容を早期に提示いただくとともに、経過措置の適用については、当該研修受講の状況を踏まえた柔軟な設定を検討いただきたい。

2. 公定価格について

- 保育士等の処遇改善を進めるため、今回の人事院勧告を踏まえ、国家公務員給与の改定に準じて適切に公定価格の引き上げを行うとともに、保育士等の職務の専門性や特殊性を勘案し、全産業平均の動向も注視しながら適正な給与水準となるよう更なる処遇改善を図っていただきたい。
- 地域区分の見直しについては、現在、丁寧な検討が行われていると承知しているが、地方と丁寧に意見交換を行った上で、現行を超える給付水準を確保するとともに、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差にも配慮いただくようお願いする。
- 人件費のみならず、光熱水費や食材料費等の高騰に伴い、園運営に要する費用負担が増えていることから、公定価格における事務費や管理費についても昨今の物価高騰による影響額を適切に反映いただくようお願いする。
- 1歳児の職員配置改善については、公定価格上の対応として加算ではなく基本分単価により所要の経費を安定的に措置いただきたい。
また、それまでの間、加算において対応するにあたり、要件の見直しをしていただきたい。
- 上記の見直し等に伴い生じる地方の財政負担については、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置していただきたい。

意見書

一般社団法人全国病児保育協議会

① 令和 8 年度予算概算要求 P30 病児保育事業の部分です。

【拡充】基本分単価（改善分）の要件拡充

市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、利用者が予約等できる

ICT を導入している施設について、基本分単価（改善分）の適用要件の対象に追加。

についてですが、要件拡充という意味をもう少し詳しく教えてください。

すでに広域連携を実施している施設、ICT 化を導入している施設も対象となる

のか、新規に取り組む施設だけが対象となるのかなど教えてください。

また改善分の適用要件の対象とありますが、要件に含むだけなのか、実施施設に

対して（改善分の）単価が増額されるのかも教えてください。

② 同、要件の ICT 化導入についてですが、

全国病児保育協議会でも ICT 化に向けては様々な検討を繰り返していま

す。病児保育事業という特性から、感染対策を考慮しての部屋割り、人員

配置が重要であり、最終的には人の手が必要とされると現実もあります。

この辺りについてもご配慮いただけると幸甚です。

第12回 こども家庭審議会 子ども子育て支援等分科会

意見書



全日本私立幼稚園 PTA 連合会
寺尾 康子

【「資料1_令和8年度予算概算要求について」より】

＜P4 令和8年度 こども家庭庁予算 概算要求について＞

「保育所や放課後児童クラブの運営費等」に、一番多く要求されていらっしゃいますが、不妊治療費への給付が最も増えてほしいと考えます。これまでもお願いさせていただいてありますが、育児休業を満3歳まで延長されれば、0～2歳までは誰でも通園制度の活用、そして保育園だけでなく、幼稚園への選択肢が増え、保育所の運営支援が緩和されるのではないのでしょうか。この分を不妊治療支援の方に回し、子どもを産む「幸福感」がいつそう感じられることも少子化対策につながるのではないかと考えます。

＜P87～88 妊婦のための支援給付交付金と利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）について＞

両ページにもございますスライドの表で伴走型相談支援について賛成です。妊娠初・後期、出産後と3回の面談の実施も賛成です。過去は地域センターへ出向き、親子学級の参加という形がありました。人との関わり合いが苦手な人もいて、途中から参加されなくなる方もいらっしゃいました。そうした方も見逃すことなく訪問やオンライン等で寄り添ってあげていただきたいと思います。

【「資料2_こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について」より】

＜P3 【こども誰でも通園制度】令和7年度と令和8年度以降の比較表について＞

令和8年度以降は、利用可能時間を少々拡大いただきたいです。第2子以降を授けたいとなった場合、通院までの時間・採血・採卵・ホルモン剤の処方等で拘束時間が長いと聞きます。面談で預かり理由を不妊治療と伺えたなら少々の延長も支援に繋がっていただければと思います。

【「資料 1_令和 8 年度予算概算要求について」より】

＜スライド P190～参考資料 令和 8 年度予算概算要求の概要（文部科学省）について＞

幼児教育学の推進に関する内容を作成いただき誠にありがとうございます。スライド 197 ページにございます背景・課題のオレンジ色付け部分は最も重要と考えます。幼児教育は、我々が保育園ではなく幼稚園を選ぶ理由の一つでもあります。

そしてお世話になる幼稚園のため、見守っていただいている地域のため、ひいては将来を担う子どもたちのために、家事育児・仕事をしながらもなんとかやりくりして PTA 活動にご協力いただいております。私も活動をご一緒させていただく中で「ママがいい！」の著者・松井和先生の講演会があり、その中で「自分の親が、友達のお母さんと仲良くお話ししている、楽しそうにしていることは、子どもなりに感じるものがある」とおっしゃっていました。PTA を通じて我が子と同じ歳の子を育てている同志、コミュニケーション取ることによって親が安心し、それを子が学び、人との関わり合いの大切さをはぐくみ成長できるのではないのでしょうか。将来、地域や周りを頼っていいと安心すれば、孤独を感じることなく、楽しく子育てができる、そして子どもを産みたいと思えるのではと考えます。幼稚園だけでなく小学校に上がってからも、学校と地域と PTA との結束が高まれば、いじめの減少につながるのではないかと思います。

また近年共働きにより多忙の中、PTA 活動の負担軽減も懸念されているため、より多くの保護者の方に活動の大切さもお伝えしていきたいと思いますので、今後は PTA 活動にもご理解ご支援いただけますと幸いです。

以 上

意見書

日頃より、子どもたちの健やかな育ちと、子育て家庭への切れ目のない支援の実現のため、処遇改善や、時代に即した制度改革に弛まずご尽力くださっていることに、深く敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。一般社団法人全国認定こども園連絡協議会として下記について意見させていただきます。

1. こども誰でも通園制度の自治体・園への対応について

こども家庭庁においては、自治体が円滑に制度準備を進められるよう、フローチャートやチェックリストを作成し、自治体の進捗状況を可視化する仕組みを整えてくださったことは、現場にとって大きな支援となっている。このような伴走型の支援体制により、自治体が制度をスムーズに実施できる環境整備が進んだことに深く感謝申し上げます。

一方で実施自治体は増加しているが、都市部と地方、また同一県内でも参加していない自治体は、準備進度や運営体制に差が見られるのではないかと懸念される。制度導入のスピードと地域の実情に合わせた柔軟な支援をお願いし、ある程度利用説明資料・同意書等の全国共通テンプレート化する中で、令和8年すべての自治体・園が混乱なくスタートできるようにお願いします。

2. こども誰でも通園制度の研修制度の整備について

新たに子育て支援員研修に「誰通制度」専用コースを設ける動きがあるものの、制度がより複雑になることが懸念される。国が作成した研修動画を活用することは、現場の理解促進や人材育成において非常に有効であると考えますが、「保育士を有しない者」を対象とした新たな子育て支援員研修を創設することについて、現行の『地域型保育』の内容に一部研修内容追加したものに変遷し、制度全体をわかりやすく整理することも必要と考える。研修体系を整理し、現場が理解しやすく学びやすい仕組みを構築の検討をお願いしたい。

3. 利用時間について

制度上の利用時間は原則10時間と設定されているものの、自治体の財政体力によって子どもの利用機会に差が生じる懸念がある。自治体をまたいで利用する場合等、利用時間に隔たりなく、すべての子どもが平等に利用できるよう、近隣で差が生じた場合について国が一定の標準時間に対して財政的な支援を行う体制について検討をお願いしたい。

4. 業務負担への対応

令和8年度以降より『誰でも通園制度』、『日本版DBS』など複数の制度が開始されることにより認可・確認・給付認定・犯罪履歴確認などの新業務が自治体・園に追加される。これにより事務負担が増加し、担当職員の業務過多が懸念されると考える。そのため簡素にわかりやすく誰でも対応できるよう国の総合支援システムの機能強化や自治体間の情報共有体制を構築し、制度開始にローカルルールや混乱が生じないようきめ細かな対応をお願いしたい。

意見書

1. 職員配置基準の改善について

令和7年度より、1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置いただいたが、加算をとるには、1歳児の職員配置を5:1以上に改善した上、3つの要件が必要となっている。5:1の配置がされていることのみをもって加算する必要があると考えるので、3要件は撤廃を検討していただきたい。

また、「こども未来戦略」を踏まえ、3歳児の配置基準が15:1、4・5歳児の配置基準が25:1に改善されたものの、3歳児配置改善及びチーム保育加配を含めれば、既に多くの施設で15:1及び25:1は実現されていることに加え、チーム保育加配加算を取得している事業所は公定価格上の金額に変更がなく、事実上改善がなされたとは言い難い。

「こどもが権利の主体」であるという、こども基本法の趣旨及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が掲げる「子どもの最善の利益を守り、園児一人一人にとって心身ともに健やかに育つためにふさわしい生活の場であること」を実現するためには25:1は十分ではない。令和7年度以降の早期に1歳児の配置を5:1に配置基準上から改善いただくとともに、4・5歳児の配置基準をユニセフのイノチェンティ研究所レポートカード8（2008年12月発行）に記載されている、配置基準のベンチマーク（評価基準）が15:1であることを踏まえ、これに相当する配置を配置基準上で定めて頂きたい。

2. 職員の処遇改善について

昨年度の処遇改善は、人勧連動により大幅に改善されたが、物価高騰に対応するための、他産業の賃上げにより、未だ、全産業平均から月額12,000円程度の差が生じているところである。他産業との働き手の奪い合いが続いている中で、現在の保育士等の処遇であれば、保育業界の人材確保は絶望的な状態である。

保育者はこどもの健やかな成長と命を守り、その保護者の就労と日常を守ることで社会的に大きな役割を果たしている専門性の高いエッセンシャルワーカーである。骨太2025でも記載されている「保育・福祉等の人材確保に向けて」「公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。」べく、更なる財政措置による処遇改善を早急に実施して頂きたい。

また併せて、認定こども園は経過措置があるものの、幼稚園免許と保育士資格を併せ持つ保育教諭である。現在の公定価格の基本分単価内の人件費算定根拠となっている福祉職俸給表から、教育職俸給に切り替え、基本分単価上からも抜本的に向上していただき、保育者の地位も併せて向上していただきたい。

3. こども誰でも通園制度について

令和8年度4月1日に全自治体で滞りなく実施されるよう、準備を進めていただいているところであるが、事業者が実施するために必要な準備内容（定款、寄付行為の変更）等についても、抜かりなくお示しいただきたい。また、公定価格については現時点で具体的な金額が示されていないが、初回面談が義務付けられることも踏まえ、機能を維持することができる人件費や諸経費を勘案した基本部分+単価+加算という考え方を検討に入れていただき、この制度の趣旨である、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備』し提供することに事業者が注力できるよう推進していただきたい。さらに、自市町村の住民が適切に支援を受けられるようにするため、事業者に対して「優先予約枠」の設定を求めることが考えられていることから、早急にシステムのアップデートを進めていただき、保護者が令和8年4月のスタート時から利用できるよう準備を行っていただきたい。

4. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について

次期幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の議論がはじまろうとしているところであるが、幼保連携型認定こども園が、幼児教育・保育施設の機能面において、全てのこどもの類型及び子育ての支援部分の全てを網羅している施設であることを踏まえ、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を中心的・総合的に改訂に取り組んでいただきたい。さらに、教育・保育要領の内容が実現されるために、どのような制度整備が必要かという観点からも令和8年度予算編成過程で検討いただく必要があると考える。具体的には、配置基準の推進、保育者の処遇改善に加え、公定価格基本分単価に含まれる人件費についても実態に即したものとなるよう検討いただきたい。また、園運営を行う園長・副園長・主任等の管理職が常に学び続けるための研修の必須化、さらに、保育教諭の免許・資格の統一化、子育て支援員制度等についても併せて検討いただき、すべてのこどもの最善の利益を実現できる保育環境整備に尽力いただきたい。

以上